

特定行為研修 ご協力をお願い

国立病院機構姫路医療センターは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号および第4号に則り厚生労働大臣に指定された特定行為研修を行う指定研修機関（指定研修機関番号 2128012）です。看護師として一定の経験を有し、かつ共通・専門分野の教育を受けた者が実習として当院で医療行為をさせていただいております。実習における医療行為につきましては、必ず医師もしくは指導者が立ち会いますのでご安心ください。

研修を行う看護師による医療行為を拒否される方は、遠慮なく主治医もしくは、看護師等にお申し出ください。研修を行う看護師の実習を拒否されても今後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。また、研修生の関与に関わらず、医療安全上の支障が生じた場合は、姫路医療センターの「医療安全管理のための指針」に則り、適切に対応させていただきます。

ご質問のある場合は、遠慮なく下記までお問い合わせください。特定行為研修へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

－看護師が行う特定行為とは？－

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要される行為であり、当院では、「呼吸器（人工呼吸器療法に係るもの）関連」「栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連」「動脈血液ガス分析関連」について研修を行っております。

姫路医療センター
院長

【お問い合わせ先】

国立病院機構姫路医療センター
医事課 医療相談窓口
担当者：田中 慎一郎
TEL：079-225-3211
FAX：079-223-8310